

北海道告示第11489号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年11月8日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その17)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 ドクターヘリ導入促進事業 救命救急センターにドクターヘリを配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センターで、厚生労働大臣が適当と認めるもの。</p>	<p>1 ドクターヘリの運航に必要な委託費 (ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)) 2 ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料) 3 ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費(職員手当(非常勤)、非常勤職員手当、社会保険料(非常勤))、委託費(上記に該当するもの。) 4 ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金(委員謝金)、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料(会場借料)、会議費 5 ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費(職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、社会保険料(非常勤))、委託費(上記経費に該当するもの。)</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村の場合を除く。) 保福第234号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第235号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		

<p>2 救急患者退院コーディネーター事業</p> <p>地域の実情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者を「救急患者退院コーディネーター」として医療機関等に配置することにより、急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担を軽減するため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>救命救急センター及び第二次救急医療機関の開設者で厚生労働大臣が適当と認めたもの</p>	<p>救急患者退院コーディネーターの確保に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>	<p>3分の1以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第389号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第390号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>3 救命救急センター事業費（運営費）補助金</p> <p>初期救急医療施設、病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、重篤救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センターで、厚生労働大臣が適当と認めたものの開設者</p> <p>小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を設置する場合は、小児病棟を有し、広域搬送による受入が可能な医療機関</p>	<p>救命救急センターの運営に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、旅費、備品費（図書）、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費）、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、租税公課（自動車税、自動車重量税）、研究研修費、減価償却費、資産減耗費</p>	<p>3分の2以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第38号様式 保福第41号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第41号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>4 産科医療機関確保事業</p> <p>分娩を取り扱う産科医療機関が減少している現状を踏まえ、身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、産科</p>	<p>市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びそ</p>	<p>産科医療機関確保事業に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料）</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第299号様式 保福第300号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医</p>		

<p>医療機関の運営に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。</p>	<p>の他知事が認める者</p>		<p>の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>場合を除く。） 保福第297号様式 保福第298号様式 別に指示する様式</p>		<p>療課</p>		
<p>5 防災訓練等参加事業 大規模地震を想定して実施される予定の広域医療搬送実働訓練など、国又は国と地方公共団体との合同で実施される総合防災訓練へのDMAT（災害派遣医療チーム）の参加を促進することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>道からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者</p>	<p>国が主催する総合防災訓練参加に要した経費（旅費、通信運搬費、借料及び損料、燃料費）</p>	<p>10分の10以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		<p>実績報告は要しない</p>
<p>6 医療施設等耐震整備事業 医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>地域防災上緊急的に施設整備を行う次の者とする。 (1) 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると知事が認める医療機関（以下、「知事が認める医療機関」という。）並び</p>	<p>(1)、(2)の場合 医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費  (3)の場合 耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>(1)、(2)の病院の場合 既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合に応じて ①105%以上 0.475 ②105%未満 0.5とする。  (1)、(2)の看護師等養成所の場合 0.5  (3)の場合</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の2号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第1の2号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務業務課</p>		

に保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）（以下、「看護師等養成所」という。）の開設者（地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）

(2) 構造耐震指標である  $I_s$  値が0.4未満の建物を有する知事が認める医療機関の開設者（地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）

0.5

（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）

及び構造耐震指標である  $I_s$  値が0.3未満の建物を有する医療機関、看護師等養成所の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）  
なお、構造耐震指標である  $I_s$  値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。  
ただし、道の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画ではないこと。

(3) 補強が必要と認められる建物を有する平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて北海道知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急

	に整備すべき医療施設の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。							
7 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金 経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設（当該試験合格後1年以内の者に限る。）の充実に資することを目的として、予算の範囲内において交付する。	市町村、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者のうち、経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者及び当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し看護師となった者（当該試験合格後1年以内の者に限る。）の受入施設として、国際厚生事業団（JICWELS）の審査・選考に合格し、受入希望施設として登録された施設の設置者	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費	10分の10  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第339号様式 保福第340号様式 保福第341号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第339号様式 保福第340号様式 保福第341号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課		
8 看護職員専門分野研修事業 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進するための研修事業に対して、予算の範囲内で補助する。	学校法人北海道医療大学	看護職員専門分野研修の実施に必要な次に掲げる経費 1 賃金、報償費、旅費、需用費、（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費 2 委託料（上記1に該当するものに限る。）	定額 1人あたり 95千円  寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等	保福第1の4号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の4号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課		

			を行う。					
9 看護職員養成施設運営支援事業 看護師等養成所の教育内容の強化及び充実を図るため、その運営費について、予算の範囲内で補助する	日本赤十字社、社会福祉法人、北海道厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人、国立病院機構（医療法人、一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 （1）専任教員給与費 （2）専任教員人当庁費 需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 （3）添削指導員給与費 （4）部外講師謝金 （5）委託料（上記教員経費のうち（1）から（4）までに該当するものとする。） 2 事務職員経費 （1）専任事務職員給与費 （2）委託料（上記専任事務職員給与費とする。） 3 生徒経費 （1）事業用教材費 （2）臨床実習経費（消耗機材に要する経費） （3）委託料（上記生徒経費のうち（1）及び（2）に該当するものとする。） 4 実習施設謝金 （1）報償費（実習施設謝金） （2）委託料（上記報償費とする。） 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 その他別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 その他別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務課 務課		

		<p>経費</p> <p>(1)実習体制支援経費（賃金、需用費（燃料費、消耗品費、修繕費）、役務費（保険料、手数料）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）、使用料及び賃借料）</p> <p>(2)看護職員養成確保促進経費（旅費、需用費（印刷製本費、食糧費（会議費））、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料）</p> <p>(3)委託料（上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。）</p> <p>6 新任看護教員研修事業実施経費 参加経費負担金（参加負担分）、代替教員雇上経費</p> <p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 参加経費負担金（参加負担分）、代替教員雇上経費</p> <p>8 実習指導者講習会参加経費負担金（参加負担分）、旅費（負担分）</p>						
<p>10 緊急的代替薬剤師派遣事業</p> <p>医療機関又は薬局に勤務する薬剤師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染の疑いがある場合を含む。）し調剤等が行えなくなった場合に、</p>	<p>薬剤師の派遣を行う医療機関又は薬局（調剤等を行うことができなくなった薬剤師が勤務する医療機関又は薬局が同一グループに属する場合を除く。）</p>	<p>事業を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>人件費（賃金、報酬、謝金）、旅費、保険料（役務費）</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>	<p>実績報告は要しない。</p>		



<p>継続した調剤等が行えるよう他の医療機関又は薬局から薬剤師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>			<p>金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>11 子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金 病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育を行うことを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>市町村、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人、医療法人及び社団法人、財団法人、その他知事が適当と認めるもの</p>	<p>病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 委託料（上記1に該当するもの。）</p>	<p>3分の2 市町村（一部事務組合を含む。）にあつては4分の1</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第22号様式 保福第23号様式 保福第24号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第22号様式 保福第23号様式 保福第24号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>12 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業 病院等において、新人看護職員、新人保健師及び新人助産師が基本的な臨床実践能力を修得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。）の開設者</p>	<p>1 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修に参加した新人看護職員の代替職員経費に限る。）並びに教育担当者経費（謝金、人件費、手当） 2 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、</p>	<p>2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合は除く。） 保福第342号様式 保福第343号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第342号様式 保福第343号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		

		人件費、手当)、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費						
13 多様な勤務形態導入支援事業 看護職員が出産や育児・介護のほかキャリアアップや自己啓発など個々のライフステージに対応し働き続けることが可能となるような多様な勤務形態の整備を促進し、医療機関において看護職員の離職防止・復職支援を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。	医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院の設置者	多様な勤務形態導入事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費(人件費、法定福利費)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、委託費	2分の1 (寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第346号様式 保福第347号様式 保福第348号様式 保福第349号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第346号様式 保福第347号様式 保福第348号様式 保福第349号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課		
14 特定行為研修受講支援事業 特定行為研修を受講する看護師が所属している施設に対して、研修受講に係る費用若しくは受講期間中の代替職員に係る費用を予算の範囲内で補助する。	所属する看護師を特定行為研修の別に定める区分に派遣する施設の設置者	施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣するために要する負担金(入学料、受講料) 施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣している間、代替職員を雇用するために要する代替職員給与費、委託料(代替職員給与費)	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課		
15 訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業費補助金 北海道の在宅医療にお	一般社団法人北海道薬剤師会	一般社団法人北海道薬剤師会が行う訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。	10分の10以内 (寄附金その他の収入金が	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部		

ける適切な薬物療法を推進するため、予算の範囲内で補助する。		需用費（印刷製本費、資料購入費）、会場使用料、役務費（通信運搬費等）、報償費、旅費	あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の32号様式 別に指示する様式		地域医療推進局医務薬務課		
16 サービス継続支援事業 新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続できるよう、通常のサービス提供時では、想定されないかかり増し経費等を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。	指定都市及び中核市以外に所在する障害福祉サービス施設・事業所等	国実施要綱に掲げる報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課		実績報告を要しない。
17 北海道地域自殺対策強化事業 相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業や、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた対策を実施することにより、北海道における更なる自殺対策の強化を図るため、市町村及び民間団体が実施する事業に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 全道域で自殺対策を実施する社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人など法人格を有するもの及び知事が適当と認める者（以下「社会福祉法人等」という。）			保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課		
(1)対面相談事業 (2)電話・SNS相談事業		事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、	2分の1以内					

<p>(3) 人材養成事業  (4) 普及啓発事業  (5) 自死遺族支援機能構築事業  (6) 計画策定実態調査事業</p>		<p>需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、市町村が当該事業を行う社会福祉法人等に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>(7) 若年層対策事業  (8) SNS地域連携包括支援事業  (9) 深夜電話相談強化事業  (10) 自殺未遂者支援事業  (11) ゲートキーパー養成事業  (12) 災害時自殺対策継続支援事業</p>		<p>事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業、SNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、市町村が当該事業を行う社会福祉法人等に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>3分の2以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業  (14) 災害時自殺対策事業  (15) ハイリスク地対策事業  (16) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業  (17) 若者の自殺危機対応チーム事業  (18) 地域特性重点特化事</p>		<p>事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、市町村が当</p>	<p>10分の10以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					

業		該事業を行う社会福祉法人等に対して補助する場合における当該補助に要する経費						
<p>18 ひとり親家庭等生活支援事業</p> <p>母子家庭、父子家庭及び寡婦において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣したり、生活面で多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、生活基盤の安定を図るため相談・支援事業を行うことにより、地域における生活を総合的に支援し、その生活の安定を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）により指定された指定都市及び地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令（平成7年政令第408号）により指定された中核市を除く。）</p>			<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 (社会福祉課)</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1)家庭生活支援員派遣事業</p>		<p>家庭生活支援員派遣事業の実施に必要な報酬、共済費、給料（ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。）、報償費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>4分の3以内  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第191号様式</p>	<p>保福第191号様式</p>			

(2)生活向上事業（子どもの生活学習支援事業）	<p>生活向上事業の実施に必要な報酬、給料（ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。）、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金</p>	<p>4分の3以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	保福第204号様式	保福第204号様式			
		6分の5以内	ひとり親家庭等生活支援事業補助金交付要綱別表生活向上事業3に該当するもの				